

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 推計課税についての判決

Q : ぶどう農家が、推計課税による更正処分を受けたのを不服としていた裁判について、判決が出たようですが、その内容を教えてください。

A : 実額による課税は著しく困難であるとして、推計課税による更正処分は妥当であると判示しています(1月30日名古屋地裁)。

【解説】

この事案は、ぶどうの栽培・販売を業として青色申告をしていた原告が、簡易帳簿等を基礎として確定申告をしたのに対し、その帳簿等の記載が信頼できないことを理由に推計による更正及び過少申告加算税の課税処分を受けたため、これを不服として告訴し、推計の必要性及び合理性を争っていたものです。

判決では、①原告は日々の現金売上をいったんカレンダーに記録し、年末にまとめて簡易帳簿に転記していたが、このカレンダーが保存されていないこと、②宅配便を利用した現金売上や預金の出し入れなど客観的に確認できる取引が簡易帳簿の記載から漏れていることなどの理由をあげて、帳簿等が信ぴょう性を欠くとし、推計課税の必要性を認めています。

また、推計のために選定された類似同業者は原告と同じぶどう栽培・販売業者で、作付け面積も原告の2倍から2分の1までであり、その計算に不合理な要素は認められず、類似同業者の氏名が明らかにされていないことも、推計の合理性を失わせるものではないとしています。

